意見書案第1号

多子世帯における保育料の軽減措置の制限撤廃等を求める意見書

少子化対策は、我が国において最重要課題の1つとなっており、厚生労働省によると令和3年の年間出生数は約81万人と6年連続で過去最少を更新し、令和4年には、統計開始以来初めて80万人を割り込んだ。

出生数の減少傾向が続く中、国は、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、令和元年5月10日に子ども・子育て支援法を改正し、一部の幼稚園や認可保育所などの無償化を進めたが、多子世帯の支援においては課題が残されている。

中でも、保育施設の利用者負担額、いわゆる保育料については、多子世帯の経済的負担の軽減のために、国の基準で、同一世帯から就学前児童がそれぞれ同時に対象施設を利用している場合、第2子の保育料は半額、第3子以降は無償とされているところだが、年収約360万円未満相当の多子世帯を除き、小学校就学以降の児童については軽減措置を適用するための児童数に含まれないことから、きょうだいの年齢構成によっては多子世帯の保育料の軽減や保育所等の副食費の免除等についても適用されない場合があるなど、非常に不合理なものとなっている。

また、認可外保育施設等を利用する一部の児童については、当該軽減の児童数の算定対象から除外されていることから、児童が利用する保育施設の違いによっても保育料に大きな差が生じている。

現状、多子世帯を対象とした子育で施策は、各自治体において独自の拡充を行っており、 自治体間で格差が生じる要因となっているが、本来こうした施策は自治体間で違いがある べきものではなく、国における合理的な基準に基づき一律に適用されるべきものである。

よって、国におかれては、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向け、 多子世帯の保育料の軽減における年齢制限及び利用する保育施設の種類による制限を撤廃 するとともに、必要となる財源の確保についても国の責任において、特段の措置を講ぜら れるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 こども政策担当大臣 少子化対策担当大臣

意見書案第2号

出産・子育て応援交付金事業の全額国庫負担を求める意見書

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦や子育 て家庭は少なくなく、全ての家庭が安心して出産や子育てができる環境整備を進めること は喫緊の課題である。

このような課題に対して、国は、伴走型相談支援及び経済的支援を一体として実施する 事業として、出産・子育て応援交付金事業を令和4年10月に創設したところである。

当該事業は、地方自治体の創意工夫により、出産や育児等の見通しを立てるための面談、その後のプッシュ型の情報発信、相談の随時受付等の継続的な実施を通じて必要な支援等につなぐ伴走型相談支援と令和4年4月以降に出産した全ての方を対象に妊娠届出時及び出生届出後に出産・子育て応援ギフトとして合計10万円相当を給付する経済的支援で構成されている。

現状、令和5年度の事業実施の財源に当たっては、伴走型相談支援については4分の1、 経済的支援については6分の1が市区町村負担分とされているが、いずれも地方交付税の 増額で対応することとされているため、不交付団体については、地方交付税が措置されな いことから、大幅に負担が増えることになる。

よって、国におかれては、市区町村が出産・子育て応援交付金事業を確実に実施できるよう、地方交付税措置等による対応ではなく、必要な経費も含めて全額国庫負担により措置することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 こども政策担当大臣 少子化対策担当大臣

意見書案第3号

安全保障3文書の閣議決定の即時撤回を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和5年3月13日

川崎市議会議長 橋 本 勝 様

提出者	川崎市議会議員	宗	田	裕	之
	IJ	大	庭	裕	子
	IJ	渡	辺		学
	IJ	片	柳		進
	IJ	石	Ш	建	=
	IJ	井	口	真	美
	IJ	勝	又	光	江
	IJ	赤	石	博	子
	IJ	後	藤	真左美	
	IJ	小	堀	祥	子

市古次郎

安全保障3文書の閣議決定の即時撤回を求める意見書

政府は令和4年12月16日、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画から なる安全保障3文書を閣議決定した。

当該文書は、日本が武力攻撃を受けていないにもかかわらず、米軍の要請に基づき相手 国の領土に対して攻撃を行うことを可能とする敵基地攻撃能力の保有が初めて盛り込まれ るなど、必要最低限の専守防衛を大前提にしてきた戦後日本の防衛政策を大きく転換させ るものである。

仮に、米軍が海外で始めた戦争に自衛隊が参戦することになれば、結果として日本に対 する報復攻撃にもつながり、国民の命を危険にさらすことにもなりかねない。

敵基地攻撃に関しては、昭和34年に当時の防衛庁長官が、他国に攻撃的な脅威を与える兵器を持つことは憲法の趣旨ではないと国会で答弁しているが、政府としては、現在もその解釈を変更していないとの見解を示しており、こうした見解に照らすならば、岸田首相の言う憲法の範囲内との主張は成り立たず、戦争の放棄を掲げた日本国憲法第9条に違反すると言わざるを得ない。

そもそも、国の進路に関わる重大な問題については、国権の最高機関である国会で徹底的に議論した上で、主権者である国民に十分説明し、その理解を得ることが大前提であるにもかかわらず、今回、政府が国民への説明を一切行わないまま閣議決定のみで強行したことは議会制民主主義に反するものであり言語道断である。

今、国が取り組むべきことは軍備拡張と戦争準備などではなく、日本国憲法第9条をいかした対話による平和外交である。

よって、国におかれては、防衛の名の下に日本を戦争の危険にさらす安全保障3文書の閣議決定を即時撤回するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

意見書案第4号

新型コロナウイルス感染症の五類感染症への引下げの見直しを求める意見 書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和5年3月13日

川崎市議会議長 橋 本 勝 様

提出者	川崎市議会議員	宗	田	裕	之
	<i>y</i>	大	庭	裕	子
	n	渡	辺		学
	<i>II</i>	片	柳		進
	<i>II</i>	石	ЛП	建	<u>-</u>
	"	井	口	真	美
	"	勝	又	光	江
	"	赤	石	博	子
	"	後	藤	真君	已美
	IJ	小	堀	祥	子
	IJ	市	古	次	郎

新型コロナウイルス感染症の五類感染症への引下げの見直しを求める意見書

本年1月、国の新型コロナウイルス感染症対策本部は、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の分類を現在の新型インフルエンザ等感染症、いわゆる二類感染症相当から、季節性インフルエンザ等と同じ五類感染症に引き下げることを正式に決定した。

新型コロナウイルス感染症は、季節性インフルエンザよりもはるかに感染力が強く、後 遺症患者も多く報告されていることから、専門家からは引き続き重大な影響を及ぼし続け ると警告する声もある中で、今後、五類感染症に移行すれば、法的根拠を伴った行動制限 や入院勧告等を行うことができなくなる。

政府は、五類感染症移行後、医療費の公費負担を段階的に縮小するとともに、医療提供体制についても病床の急減を避けつつ、患者受入機関に対する補助金や診療報酬の特例を段階的に減額・廃止する方向で検討しているとのことだが、公費負担の縮小は、ワクチン接種、診療、検査等における国民の負担の増加や受診控えを引き起こし、初期対応の遅れや重症化といった患者の生命や健康を脅かす事態にもつながりかねない。

また、医療体制の見直しについても、全国82大学の医学部長や病院長で構成される全国医学部長病院長会議は、五類感染症への引下げ後も、各医療機関における医療提供体制については変わらず継続していく必要があり、そのための人手、資金、医療資源等が不足していることから、病床確保に係る補助金や診療報酬の特例等、財政的支援を今後も継続するよう厚生労働大臣宛て要望しており、確実な医療体制の確保には課題が残る。

こうした問題が山積する中、感染症法上の分類を引き下げることは、医療体制を強化し、 国民の生命と健康を守る政府の役割からかけ離れたものになると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類について、本年5月に五類感染症へ引き下げることを見直すとともに、現行の二類感染症相当の措置の下、公費負担による対策等を継続・拡充するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

宛て

厚生労働大臣

ワクチン接種推進担当大臣

新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣

意見書案第5号

労働者の賃金を大幅に引き上げることを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和5年3月13日

川崎市議会議長 橋 本 勝 様

提出者	川崎市議会議員		宗	田	裕	之
	IJ		大	庭	裕	子
	JI.		渡	辺		学
	II		片	柳		進
	IJ		石	Ш	建	<u> </u>
	IJ		井	口	真	美
	IJ		勝	又	光	江
	IJ		赤	石	博	子
	II.		後	藤	真左美	
	IJ		小	堀	祥	子

市古次郎

労働者の賃金を大幅に引き上げることを求める意見書

令和5年1月の全国消費者物価指数は、前年同月比4.2%の上昇で、第2次石油危機の影響で物価が上がっていた昭和56年9月以来、41年ぶりの大幅な伸びとなっており、エネルギーや原材料価格の上昇などに起因する物価高騰と3年にも及ぶコロナ禍は、家計や地域経済を一層苦境に追い込んでいる。

名目賃金と物価変動率から算出される実質賃金は、経済界における賃金抑制の動きと、 労働法制の連続的な規制緩和による非正規労働者の拡大で、四半世紀にわたり停滞を続け、 一部報道によると、年収換算で平均61万円も減少した。

また、平均賃金についても、令和3年に経済協力開発機構が公表したデータによると、 比較可能な34か国中で24位という低水準にとどまり、同1位のアメリカの平均賃金と 比較すると半分程度となっている。

現在、政府が行っている物価高騰対策は、ガソリン、電気、ガス料金の抑制など部分的かつ一時的なものが多くを占めており、生活そのものを長期にわたって下支えする中身にはなっておらず、根本的な解決につながっていない。

こうした物価高騰と国民生活の困難を打開するには、暮らしと経営を守る緊急対策とともに、労働者の切実な要求である大幅な賃上げを行うことが重要となるが、欧米各国では物価高騰のもと、時給を1,500円から2,000円程度の水準にまで引上げており、我が国も政府が主導して最低賃金の引上げに取り組むことが必要不可欠である。

一方で、令和3年には企業の内部留保が500兆円を超え、10年連続で過去最高を更新していることから、大企業への内部留保に対する課税を行い、最低賃金引上げのための中小企業支援の原資を創出することも選択肢の一つとして考えられる。

よって、国におかれては、3年にも及ぶコロナ禍に異常な物価高騰が追い打ちをかけている今こそ、暮らし、雇用など国民生活を守るため、中小企業に対して直接支援を行い、 最低賃金を欧米各国の水準に近づけ、非正規労働者を含めた労働者の賃金を大幅に引き上 げることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣宛て 厚生労働大臣 経済産業大臣 神奈川労働局長